

令和6年8月29日に公表した「実施方針等に関する意見に対する回答」について、以下のとおり修正します。

No.	資料	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	意見の内容	【修正前】回答	【修正後】回答	備考
2	実施方針	6	第1	5	(2)	ア		設計業務、建設業務、 工事監理業務に係る サービス対価	前払い、中間払いを復活させて頂きたい。	補助金等申請の観点で踏まえ、前払い及び中間前払いは行いません。	補助金等申請の観点を踏まえ、前払い及び中間前払いは行いません。 施設整備に係るサービス対価の支払は、対象施設や対象業務に応じて、前払い・中間前払い・完成払い、施設整備期間中の各年度末の出来高払い及び維持管理・運営期間中の割賦払いを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に示します。	
6	要求水準書 (案)	9	第1	7	(2)			サービス対価	入札金額の低減を図る為にも、施設整備費の支払いは、年度ごとの出来高払いを希望いたします。	施設整備期間中の各年度末の出来高払い及び維持管理・運営期間中の割賦払いを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に示します。	対象施設や対象業務に応じて、前払い・中間前払い・完成払い、施設整備期間中の各年度末の出来高払い及び維持管理・運営期間中の割賦払いを想定しています。詳細は募集要項等の公表時に示します。	